

滋賀県における再犯の防止等の推進に関する主な取組

特性に応じた支援（法第11条関係）

- 事業所等相談アドバイス事業【担当：健康福祉政策課】
犯罪や非行をした者等の円滑な社会復帰を促進し、地域生活を継続する観点から、再犯防止に取り組む雇用主や福祉事業所等を支援する。
・委託先：公益社団法人滋賀県社会福祉士会

就労支援（法第12条関係）

- 無職少年等非行防止対策事業【担当：子ども・青少年局】
就学・就労などができずに社会生活からドロップアウトし非行に陥りやすい状態にある無職少年について、実態を把握するとともに、適切な就学・就労の助言・指導等自立更生への支援などの継続支援を行い、規範意識、勤労意欲を高揚させることにより、青少年の非行防止と健全育成を図る。
・委託先：県内に16箇所ある少年補導センター
- 保護観察対象者の直接雇用【担当：人事課】
保護観察対象者（大津保護観察所からの推薦による）を、臨時的任用職員として原則6か月雇用
・職務内容：事務補助業務

- 再犯防止地域支援員設置事業【担当：健康福祉政策課】
犯罪や非行をした者等の円滑な社会復帰を促進するため、雇用主および医療関係者等の理解と協力が得られるよう支援員を設置し、地域における支援体制を構築する。
・委託先：更生保護法人滋賀県更生保護事業協会

非行少年支援（法第13条関係）

- 非行少年等立ち直り支援事業【担当：子ども・青少年局】
県内9カ所の少年補導センターに立ち直り支援専属スタッフ（支援コーディネーター、臨床心理士、教員）を配置することにより青少年立ち直り支援センター「通称あすくる」としての機能をおき、同所を拠点として非行少年立ち直り支援プログラムに基づき、個々の対象少年の立ち直り支援を実施し、社会への帰属や自立の促進を図る。
・委託先：県内16箇所ある少年補導センターうち、9箇所のセンター

情報の共有（法第20条関係）

- 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議【担当：県民活動生活課】：県、市町、県民等および事業者が絡ぐるみの防犯活動
- 刑務所出所者等の社会復帰支援に関する連絡調整会議【担当：健康福祉政策課】：刑務所出所者等の社会復帰・就労支援、更生保護に係る情報収集（庁内）
- 再犯防止推進会議【担当：健康福祉政策課】：国、県、更生保護関係者における再犯防止施策の現状と課題等の情報共有

就業機会の確保（法第14条関係）

- 入札参加資格者審査において加点【担当：監理課】
建設工事の入札参加資格審査に用いる主観点数において「保護観察対象者等の就労支援」を主観的評価項目として設定し、下記の点数を主観点数として加点
・協力雇用主登録：+5点 ・直接雇用：+10点
・間接雇用(下請企業ごと)：+2点(上限6点)
- 労働広報紙で啓発【担当：労働雇用政策課】
労働広報紙『滋賀労働』において、協力雇用主に関する啓発記事を掲載
・5,300部/回、年4回発行のうち1回

保健医療サービスおよび福祉サービスの提供（法第17条関係）

- 地域生活定着支援センター事業【担当：健康福祉政策課】
高齢または障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者および退所者等に対し、「滋賀県地域生活定着支援センター」が、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰および地域生活への定着を図る。
・委託先：社会福祉法人グロー
- 刑事手続段階における高齢者・障害者入口支援【担当：健康福祉政策課】
刑事手続段階にある高齢者・障害者に対し、司法と福祉の関係機関が連携して、必要な支援のアセスメントおよびコーディネートをすることにより、包括的な社会復帰および再犯防止の体制整備を図る。
・委託先：社会福祉法人グロー
- 滋賀型地域活動支援センター事業【担当：障害福祉課】
薬物依存症等により、現状では法による支援を受けられない障害者に対して独自に日中活動の場を提供している共同作業所への活動支援
・補助先：びわこダルク

県民理解の増進（法第22条関係）

- 社会を明るくする運動【担当：健康福祉政策課】
「社会を明るくする運動」滋賀県推進委員会の実施